



風水害による災害に備えて

これからの時期は、大雨が降りやすい季節です。大雨が降り続けると、土砂災害や河川の増水などの危険があります。突然やってくる災害の被害を最小限に抑えるため、いざというときの心得を確認しておきましょう。

積極的に情報収集を

土砂災害が発生する危険性が高いときや避難が必要な場合は、災害情報が発信されます。しっかりと情報をキャッチし、速やかな避難を心掛けましょう。情報の入手先は次の通りです。

避難情報 ちちぶ安心・安全メールや、防災行政無線、カクニンくん、市HPで発信します。

※カクニンくんでの確認方法については、ページ下部をご覧ください。

気象情報 テレビ、ラジオ、気象庁のHPで確認してください。

確実に情報収集するために

大雨などで防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい場合でも、屋内で放送内容を確認できる「戸別受信機」を無償で貸与しています。



次の方を対象としていますので、貸与を希望する方は、危機管理課までお問い合わせください。
・土砂災害警戒区域に指定されている区域にお住まいの方

- ・聴覚の障がいのある方で障がい者手帳の交付を受けている方
- ・65歳以上の単身高齢者
- ・避難行動要支援者名簿に登録されている方

警戒レベル4で全員避難!!

避難情報と国や県による防災気象情報を5段階に整理して発表することとしました。

警戒レベルが3・4になったら、持ち出し品を背負うなど、両手が使える状態にして、動きやすい服装で避難しましょう。

逃げ遅れたら崖から遠い上階へ

土砂災害の危険が迫り、避難所へ避難することが危険な場合は、

自宅の2階以上や高い所へ避難しましょう。

避難場所・避難経路などの確認を

近く避難場所や避難経路などをあらかじめ確認しておきましょう。

普段から地域の絆を大切に

高齢者や障がい者、妊婦などは、災害時に一人で避難することが困難な場合があります。

また同時に、持病や障がいの有無、精神状態など、その人の個性を十分に理解しておくことも大切です。

普段から地域の絆を深め、災害時には皆さんで協力し、声を掛け合って避難しましょう。

☎ 危機管理課 22-2206

＜避難情報等＞		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）</small>
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ^{※3} <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重なる避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small>
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 <small>（市町村が発令）</small>
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 <small>（気象庁が発表）</small>
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 <small>（気象庁が発表）</small>

*1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

「災害に係る情報発信等に關する協定」を締結しました

5月24日、災害発生時に必要な情報を迅速に提供するため、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

①災害時に市HPにアクセスが集中して閲覧しづらい状況になった場合、ヤフーの検索サイトで市HPを検索すると、キャッシュサイト（コピーサイト）が表示されます。オリジナルの市HPと同じ情報を閲覧することができ、アクセスが分散されるため、閲覧不能事態の回避が可能となります。

②ヤフーの避難場所マップで避難場所の情報が確認できます。平時から災害別の避難場所がどこにあるかを知ることができます。



③スマートフォンに「Yahoo!防災速報」アプリをインストールすることで、避難情報や災害時の注意喚起などの緊急情報を市から直接受信することができます。

ご自身やご家族の安全を守るためにも、ご利用ください。
☎ 危機管理課 22-2206

秩父市避難行動

要支援者名簿を作成します

市では、秩父市地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるように、対象となる方には、7月中旬頃に郵送で通知させていただきます。なお、以前送付させていただいた方にはお送りいたしません。

避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方）と認められた方の名簿を作成しています。

対象者

- ①次に該当する在宅で生活されている方が対象となります。
- ②身体障害者手帳1級または2級を所持する方（ただし、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限ります。）
- ③療育手帳A・Aを所持する方
- ④精神保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑤要介護認定3～5を受けている方
- ⑥前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者

⑥その他避難支援などを希望し、市長が支援の必要を認められた方
 ※①～⑤の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援などを希望し、「秩父市避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供を行います。また、名簿情報を、原則1年に一度更新します。

避難支援等関係者

市で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援などの実施に携わる関係者を指します。秩父市地域防災計画では、次の方々を避難支援等関係者としています。

- 秩父消防署、秩父市消防団
- 秩父警察署、小鹿野警察署
- 民生委員・児童委員
- 秩父市社会福祉協議会
- 自主防災組織（町会）
- 問 社会福祉課 ☎25-5204



国民年金だより

国民年金の保険料免除制度

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」の他に、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。この「一部納付（一部免除）」には、4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類があります（一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効（未納と同じ）になります）。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、50歳未満の方については本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「納付猶予制度」があります。これらの保険料免除期間（一部納付を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されます。

免除の承認期間については7月から翌年6月までですが、全額免除または納付猶予が承認された方

が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

問 秩父年金事務所 ☎27-6560
 市役所保険年金課 国民年金担当 ☎25-5201
 吉田・大滝・荒川総合支所 市民福祉課
 吉田 ☎72-6082
 大滝 ☎55-0863
 荒川 ☎54-2395

公共工事の入札結果

(税込500万円以上)

入札契約方法	契約日 【完成予定】	事業名 【事業場所】	契約金額 【予定価格】 (税込/円)	率 ※	契約業者	工事担当課
一般競争入札	5月17日 【9月】	合葬墓等墓地造成第1期工事 【大宮地内】	37,457,549 【42,290,640】	88.57%	㈱山口組	聖地公園 管理事務所 ☎22-3469
	5月17日 【9月】	秩父第一小学校校舎トイレ改修工事 【上宮地町36番11号】	78,300,000 【84,466,800】	92.70%	㈱高橋組	建築住宅課 ☎26-6869
	5月17日 【2月】	秩父市下水道ストックマネジメント計画策定業務委託（ポンプ場） 【秩父市公共下水道区域内】	13,750,000 【14,401,200】	95.48%	㈱日本インシーク 埼玉支店	下水道課 ☎25-5218

※印：一般競争入札、指名競争入札は「落札率」、随意契約は「契約率」を表します。
 問 工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約課 ☎25-5216

